

岡山県オリエンテーリング協会運用細則

(役員)

第1条 選任役員は、以下のとおりである。

会長 千田 博通
副会長 小林 義明
伊東洋一郎
濱上 進
理事長 佐藤 旭一
理事 山縣 正昭
梶房 修身
中野 浩
大原 卓
監事 溝辺 直樹

(加盟会員の管理)

第2条 JOA に本会で登録されている競技者登録者、オリエンテーリングディレクタ・インストラクタの名簿を反映し、年度ごとに賛助会員を含めた名簿を作成する。

- ・認定指導者登録県が当県であっても競技者登録が他県である等、規約第5条の趣旨に外れていると考えられる場合、および会員になることを望まないものは会員として認めない。
- ・入会を希望するものは、氏名、住所、メールアドレス等を所定の様式に従い記入の上申請すること。

賛助会員が団体の場合は、団体の概要が分る規約類を添え、責任者、連絡窓口者、メールアドレス等を所定の様式に従い記入の上申請すること。

- ・永年会員の認定、あるいは会員が勤務の都合などで一時的に県外に居住する時など、疑義が生じた時の扱いは、都度理事会の承認を得る。

(入会金および会費)

第3条 入会金は都度徴収するが、会費は2年ごと(役員改選に合わせた奇数年ごと)に徴収し、途中入会でも原則として対象期間分の会費を支払うものとする。

ただし、有識者についてはいずれも免除する。

なお、競技者登録者会員、認定指導者会員、および賛助会員が、その資格を失うなどして一般会員に移行する会員区分変更の場合は入会金の必要はない。

(助成)

第4条 全日本リレー選手権大会の参加料、大会コントローラー養成講習会の受講料を助成する。他にも本会の地位向上に寄与し妥当と認められる場合は、都度検討のうえ助成を行う。

(特典資格の行使)

第5条 会員の特典として有する資格は、以下の基準を満たすことによって行使できる。

なお、全日本リレー選手権大会派遣選手の扱いについては選考基準を別に定める。

概要は別表の会員特典と要件一覧を参照のこと。

(1) . 主催、主管もしくはそれに相当する行事の遂行について、その運営に携わった場合、申告に基づき以下のとおり助成する。

なお行事遂行の運営に携わるとは、当該行事の各種事前準備(地図調査・作成、前日の設営等)および当日の当該行事運営のいずれかに概ね半日程度以上携わった場合とする。また当該行事が大会であって当日運営に携わる場合、適宜無料で競技できるものとする。

- ・当年度1回以上参画：1回ごとに他都道府県開催大会参加時 E-Card 無料貸し出し1回
- ・当年度5回以上参画：翌年度ディレクタ・インストラクタ登録料の1/4の額を補助
- ・当年度10回以上参画：翌年度ディレクタ・インストラクタ登録料の1/2の額を補助

- ・当年度 15 回以上参画：翌年度ディレクタ・インストラクタ登録料の 3/4 の額を補助
 - ・当年度 20 回以上参画：翌年度ディレクタ・インストラクタ登録料の全額を補助
- (2)．スポーツ安全保険加入は所定の個人情報と年間掛け金を事務局に提出し申請すること。
- (3)．本会の主催大会で E-Card 無料レンタルを受けるには、参加申込書所属欄に本会会員であることを明記の上事前申し込みしていること。（賛助会員が団体である場合、その構成メンバは該当しない）

(情報の提供)

第 6 条 事務局は、本会 web サイト、メーリングリストを活用して会員に対し適切な時期に適切な情報（含む技術情報）を提供するよう留意しなければならない。インターネット環境にない会員に対しては、ある程度まとめ絞り込んだ時期と情報になってよい。

なお、賛助会員が団体である場合、当該団体窓口への情報提供を基本とするが、団体から要望があれば、適宜その構成メンバを個別にメーリングリストに加えてよい。

(支出基準)

第 7 条 主催、主管もしくはそれに相当する行事については、原則として以下を基準に運営経費を支弁する。

ただし、特に主催・主管大会について収支が大きく出超にならないよう都度最大限配慮する。また、頻度が多い地図調査等を除き、市内在住者の行事運営車代は原則支払わない。

項 目	支 弁 額	備 考
公共交通費	実費	原則利用しない
車代（ガソリン費）	実費	市価×15km/l を目安 頻度が多い場合 12 km/l を目安
宿泊費	実費	

(備品貸し出し基準)

第 8 条 会員が所有備品を使用することを希望し妥当と判断される場合、無料で貸し出しする。

また対外的な貸し出しで妥当と判断される場合、調達金額概ね 10,000 円に対し 200 円を目途に使用料を徴収するが、EMIT 機材は EMIT 協会の運用に準拠する。

(外部組織への加盟)

第 8 条 岡山県レクリエーション協会へ加盟する。

(付則)

第 9 条 平成 27 年 5 月規約改正に伴う会費徴収等についての移行措置は以下の通りとする。

- (1)．初年度に限り、クラブ会員からの移行者を含め、入会金は徴収せず会費の徴収のみ行う。
- (2)．県協会メーリングリストの構成メンバは見直し適正化を図る。

第 10 条 この細則は、平成 7 年 10 月 1 日から運用する。

平成 17 年 4 月 1 日一部改訂。平成 18 年 10 月 7 日一部改訂。

平成 19 年 4 月 15 日理事改選により一部差し替え。

平成 21 年 4 月 1 日一部改定。

平成 22 年 4 月 1 日一部改定（理事改選含む）

平成 22 年 10 月 1 日一部改定

平成 23 年 4 月 1 日一部改定。

平成 24 年 6 月 16 日理事改選により一部差し替え。

平成 25 年 6 月 8 日監事改選により一部改訂。

平成 27 年 4 月 1 日規約改正により一部改訂。

平成 28 年 4 月 1 日一部改定。

平成 29 年 4 月 1 日一部改定。

平成 30 年 5 月 13 日理事一部変更による改訂。

令和 3 年 10 月 1 日理事一部変更による改訂。